

株 主 各 位

東京都目黒区目黒二丁目10番11号  
**株 式 会 社 ミ ラ テ ィ ブ**  
代表取締役最高経営責任者 **赤 川 隼 一**

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第8回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.mirrativ.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（472A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月30日（月曜日）午後7時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月31日(火曜日) 午前11時 (受付開始時間：午前10時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号  
エビススバルビル5階  
EBIS303 カンファレンススペースA
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第8期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第8期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 議 案 取締役4名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結注記表
  - ・個別注記表



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年3月31日（火曜日）  
午前11時（受付開始 午前10時30分）



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月30日（月曜日）  
午後7時30分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月30日（月曜日）  
午後7時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 双票  
××××年×月××日

議決権の数 双票

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

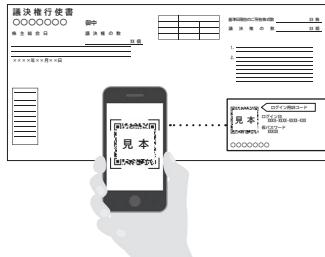
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

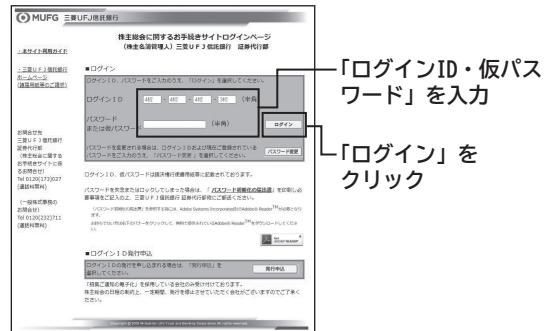
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 取締役4名選任の件

取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、社外取締役2名を含む、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	赤川 隼一 (1983年6月10日)	2006年4月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2012年4月 同社執行役員社長室長 就任 2018年2月 当社設立代表取締役 就任 2019年6月 当社代表取締役最高経営責任者 就任(現任) 2024年12月 株式会社アイブレイド取締役 就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイブレイド取締役	2,493,100 株
<p>【取締役候補者とした理由】 2018年の創業以来、代表取締役として事業全般を総括しており、当社のミッションに対する深い洞察と豊富な経営経験を兼ね備えております。これまでの実績に基づき、更なる業績向上と組織成長に貢献できると判断したため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
2	須山 敏彦 (1984年9月26日)	2007年4月 株式会社ローランド・ベルガー 入社 2009年4月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2014年4月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ 入社 2017年1月 株式会社メディカルノート 入社 2018年6月 同社取締役 就任 2020年1月 株式会社サイトビジット(現 フリー株式会社) 入社 2020年3月 同社取締役 就任 2021年11月 当社入社 2021年12月 当社コーポレート本部長(現任) 2022年3月 当社取締役最高財務責任者 就任(現任) 2024年12月 株式会社アイブレイド取締役 就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイブレイド取締役	2,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 2022年に当社の取締役に就任して以降、当社の管理部門の責任者としてファイナンス及びコーポレート業務全般を統括してきました。また、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の事業の更なる拡充に活かすことができると判断したため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	青木 耕平 (1972年8月8日)	2002年9月 株式会社ジャパンエレベーターサービス(現ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社) 入社 2005年11月 株式会社日本リフトエンジニアリング 入社 2006年2月 エレベーターコミュニケーションズ株式会社 共同創業者兼取締役 就任 2006年9月 株式会社クラシコム代表取締役 就任(現任) 2023年3月 当社社外取締役 就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クラシコム代表取締役	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 上場会社の経営者として培ったTo Cビジネスにおける豊富な知見や経営経験を有しており、その知識や経験に基づき、当社の経営に関する様々な助言をいただけるものと期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			
4	※ 宇佐美進典 (1972年10月12日)	1996年4月 トーマツコンサルティング(株)(現 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社) 入社 1999年10月 株式会社アクシブドットコム(現 CARTA HOLDINGS) 設立 取締役COO 2002年9月 株式会社アクシブドットコム(現株式会社CARTA HOLDINGS) 代表取締役CEO 2005年12月 株式会社サイバーエージェント取締役 2019年1月 株式会社CARTA HOLDINGS 代表取締役会長兼CEO 2019年1月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ 取締役 2019年7月 Fringe81株式会社(現Unipos株式会社) 社外取締役 2021年9月 株式会社アイスタイル 社外取締役(現任) 2023年1月 一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事(現任) 2024年1月 株式会社CARTA HOLDINGS 代表取締役社長執行役員 (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本インターネットポイント協議会 代表理事、株式会社アイスタイル 社外取締役	0株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 宇佐美進典氏は、上場企業の経営者として、インターネット事業における卓越した経験と知見を有しております。上場企業の経営基盤強化やガバナンス体制への助言を通じて、当社の企業価値最大化に貢献いただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 青木耕平氏、宇佐美進典氏は、社外取締役候補者であります。
4. 取締役青木耕平氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、宇佐美進典氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
5. 青木耕平氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、青木耕平氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また宇佐美進典氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは、前連結会計年度（2024年12月期）が連結初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としたことから、前連結会計年度（2024年12月期）との比較分析は行っておりません。

当社グループは、「わかりあう願いをつなごう」というミッションのもと、「好きでつながり、自分の物語（ナラティブ）が生まれる居場所」をビジョンとして掲げ、ライブ配信プラットフォーム「Mirrativ」の開発及び運営（以下「ミラティブ事業」という。）を主軸として事業を展開しております。

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等を背景に、緩やかな回復の動きが見られました。一方で、海外情勢に起因する世界的な物価上昇や為替相場の大幅な変動、また米国の政策運営及び通商・外交方針を巡る不確実性の高まり等により、我が国経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、当社グループが属するデジタルエンターテインメント市場においては、エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会（経済産業省）によると、世界のコンテンツ市場規模は2018年から2027年までCAGR5%で成長すると予測されているなど拡大基調が継続しているほか、オンラインゲーム、ライブ配信、VTuber等の新興領域はネットワーク流通比率の上昇とともに高成長を維持しております。

このような状況の中、当社グループは、「Mirrativ」上において、「エモモ」と呼ばれる独自のアバターを使用したゲーム実況・ライブ配信を行うサービスを提供している他、ゲームとゲーム実況を融合した体験である「ライブゲーミング」という新領域でのサービス展開も行っております。また、「Mirrativ」外の配信者に対しても、配信を盛り上げるコンテンツや収益機会の提供等を行っております。

当連結会計年度においては、「Mirrativ」上において、新たなデザインのエモモアイテムをリリースし、IPコラボ等を含む新たなイベント及びランキング等の開催等、ユーザーを飽きさせない施策を断続的に実施しました。これに加えて、サービス10周年を記念したポップアップストアを東京・神戸の2都市で開催し、多くのユーザーに会場いただきました。また、連結子会社の株式会社アイブレイドにおいて、VTuberのポップアップストアや音楽イベントを開催する取り組み等を行ってまいりました。

このように、エモモ・ランキング・ライブゲーミングにおけるコイン消費を通じたMirrativアプリ課金収入の継続的成長により、前期比で増収となりました。また、コスト効率化の観点でも決済手数料率の低減が進捗したことや、増収によるサーバー費率の減少等の影響により、当連結会計年度より黒字へと転換いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は7,188,192千円、営業利益は349,229千円、経常利益は287,243千円、親会社株主に帰属する当期純利益は739,290千円となりました。

なお、当社は、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は33,237千円であり、その主なものは、人員増加に伴うPCの購入等によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

2025年12月18日をもって、東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資に関連した第三者割当増資により、総額930,767千円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

### ① サービスの健全性確保

当社グループが運営する「Mirrativ」は、スマートフォン一つで簡単にライブ配信ができ、配信を通じて配信者と視聴者の相互のコミュニケーションを行うことができることを踏まえ、ユーザーが安心して利用できるよう、プラットフォームの健全性維持・改善に努めております。具体的には、未成年者の保護に関する施策、サービスの監視体制の構築、配信者の保護に関する施策、著作権保護対応、ユーザーへの啓蒙活動等を行っております。当社グループでは、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

### ② サービスの認知度向上

「Mirrativ」は、ゲーム配信プラットフォームとして、既に一定の認知を得ておりますが、当社グループが今後も高い成長率を維持していくためには、さらに認知度を向上させ、継続的にユーザーを獲得していくことが必要不可欠であると考えております。サービスの認知度向上を実現するため、Webマーケティングや広報活動等を充実させてまいります。

- ③ ライブゲーミングの拡大  
当社グループは、「Mirrativ」内において、既に自社オリジナルのライブゲームを複数リリースしており、視聴者が配信者と一緒にゲームをするという新しい体験を提供しております。今後も継続してユーザーに対し、新しい感動体験を提供し続けるために、新たなライブゲームの研究開発やパブリッシャーによる開発ゲームの導入、プラットフォームのオープン化等を進めてまいります。
- ④ 優秀な人材の確保  
今後も高い成長率を維持していくために、優秀な人材の確保及びその定着を図ることが重要であると認識しております。そのため、当社グループは継続的に採用活動を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、適正な人事評価を行うことで優秀な人材の定着を図る他、人材の教育・育成を進めていく方針であります。
- ⑤ 内部管理体制の強化  
当社グループの事業の急速な成長に伴い、事業成長に応じた内部管理体制の強化が課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。
- ⑥ コンプライアンス対応  
当社グループは、「Mirrativ」の差別化と競合優位性の確立のために「ライブゲーミング」等の新市場の創出に挑戦しております。新市場の創出にあたっては、関連する法規制を含むリスクを適切に認識・評価して、コンプライアンスへの対応を適切に実施することが必要となっております。  
このようにコンプライアンスへの対応を適切に実施するために、内部監査室・外部専門家等と適切に連携する方針であります。
- ⑦ 企業買収 (M&A)  
当社グループは、新規事業の創出及び更なる収益拡大を検討するにあたり、新たなアライアンスの締結やM&Aを行うことを常に検討しております。検討にあたっては、当社事業とのシナジー、事業戦略との整合性、買収後の収益性、買収プロセスの透明性、買収後の統合効果を最大化するプロセス (PMI) 等に留意しております。今後においても、必要に応じて新たなアライアンスの締結やM&Aを推進し、一層の収益基盤の拡大を図る方針であります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (2024年12月期)	(当連結会計年度) 第8期 (2025年12月期)
売上高 (千円)	－千円	－千円	－千円	7,188,192千円
経常利益 (千円)	－千円	－千円	－千円	287,243千円
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	－千円	－千円	－千円	739,290千円
1株当たり当期純利益 (円)	－ 円	－ 円	－ 円	46.80 円
総資産 (千円)	－千円	－千円	3,537,030千円	5,240,492千円
純資産 (千円)	－千円	－千円	1,876,331千円	3,545,697千円
1株当たり純資産 (円/△)	－ 円	－ 円	△422.25 円	209.44 円

(注1) 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は除く。）は千円未満を切り捨てて記載しております。

(注2) 第7期が連結計算書類の作成初年度であるため、第6期以前の状況は記載しておりません。また、第7期より連結計算書類の作成が必要となったことから、第7期においては貸借対照表のみを連結しています。そのため、連結損益計算書は作成しておりません。

(注3) 2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2022年12月期)	第6期 (2023年12月期)	第7期 (2024年12月期)	(当事業年度) 第8期 (2025年12月期)
売上高 (千円)	4,324,875千円	5,438,229千円	6,096,112千円	7,062,659千円
経常利益又は経常損失 (千円/△)	△1,563,337千円	△1,190,311千円	△257,444千円	371,600千円
当期純利益又は当期純損失 (千円/△)	△1,565,627千円	△1,192,602千円	△259,741千円	823,728千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円/△)	△120.27 円	△81.32 円	△16.49 円	52.15 円
総資産 (千円)	4,194,627千円	3,697,022千円	3,532,737千円	5,314,462千円
純資産 (千円)	3,252,842千円	2,140,972千円	1,881,231千円	3,635,034千円
1株当たり純資産 (円/△)	△389.31 円	△405.45 円	△421.94 円	214.71 円

(注1) 記載金額 (1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産は除く。) は千円未満を切り捨てて記載しております。

(注2) 2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アイブレイド	500 <sup>千円</sup>	100 <sup>%</sup>	ライバー関連事業

③ 特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。

④ その他  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

事業	主要製品
ミラティブ事業	ライブ動画配信プラットフォーム「Mirrativ」の開発及び運営

## (8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都目黒区目黒二丁目10番11号

## (9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
151 <sup>名</sup>	+20 <sup>名</sup>

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	266,668 <sup>千円</sup>
株式会社日本政策金融公庫	231,960 <sup>千円</sup>
株式会社商工組合中央金庫	146,100 <sup>千円</sup>

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数	普通株式	41,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	16,927,750株
(3) 株主数		6,662名
(4) 大株主		

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
赤川隼一	2,493,100	14.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,126,000	12.55
グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合	1,781,500	10.52
ANRI3号投資事業有限責任組合	1,056,350	6.24
テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合	906,100	5.35
Globis Fund V,L.P.	760,850	4.49
YJ3号投資事業組合	698,900	4.12
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	409,700	2.42
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	395,700	2.33
グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合	326,150	1.92

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第14回新株予約権	第15回新株予約権		
発行決議日		2021年12月15日	2022年3月30日		
新株予約権の数		500個	1,500個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式25,000株 (新株予約権1個につき50株)	普通株式75,000株 (新株予約権1個につき50株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個あたり17,300円 (1株当たり346円)	新株予約権1個あたり17,300円 (1株当たり346円)		
権利行使期間		2023年12月17日から 2031年3月30日まで	2024年4月1日から 2032年3月30日まで		
行使の条件		(注)1	(注)1		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	500個 25,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,500個 75,000株 2名
	社外取締役	—	—	—	—
	監査役	—	—	—	—

	第21回新株予約権	第24回新株予約権	
発行決議日	2023年3月31日	2024年4月1日	
新株予約権の数	9,200個	20個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式460,000株 (新株予約権1個につき50株)	普通株式1,000株 (新株予約権1個につき50株)	
新株予約権の払込金額	40円 (新株予約権1個当たり)	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり53,700円 (1株当たり1,074円)	新株予約権1個当たり17,300円 (1株当たり346円)	
権利行使期間	2025年4月1日から 2033年4月3日まで	2026年4月3日から 2034年3月30日まで	
行使の条件	(注)2	(注)1	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 9,200個 目的となる株式数 460,000株 保有者数 2名	—
	社外取締役	—	—
	監査役	—	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1名

		第26回新株予約権
発行決議日		2024年11月28日
新株予約権の数		6,038個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式301,900株 (新株予約権1個につき50株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり17,300円 (1株当たり346円)
権利行使期間		2026年11月30日から 2034年11月28日まで
行使の条件		(注)1
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 6,038個 目的となる株式数 301,900株 保有者数 2名
	社外取締役	—
	監査役	—

(注) 1. 新株予約権の行使条件は次のとおりです。

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について、当社が新株予約権を取得することができる事由に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
  - ③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - ④ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
  - ⑤ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。
2. ① 新株予約権者は、2024年12月期から2026年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、9,863,205,528円を超過した場合にのみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概要に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## **(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## **(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等(2025年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
赤川 隼一	代表取締役最高経営責任者（CEO）	株式会社アイブレイド（当社完全子会社） 取締役
須山 敏彦	取締役最高財務責任者（CFO）	コーポレート本部長 株式会社アイブレイド（当社完全子会社） 取締役
青木 耕平	取締役	株式会社クラシコム代表取締役
鈴木 信裕	常勤監査役	株式会社アイブレイド（当社完全子会社） 監査役 株式会社ベルテックス社外監査役 株式会社S-FIT社外監査役
秋元 芳央	監査役	英和法律事務所パートナー弁護士 株式会社ギフトィ社外監査役 メディフォン株式会社社外監査役 フォースタートアップス株式会社社外取締役（監査等委員） フェラガモ・ジャパン株式会社社外監査役 フランチャイズビジネスインキュベーション株式会社社外監査役
内藤 陽子	監査役	AIQ株式会社社外監査役 株式会社NearMe従業員

- (注) 1. 取締役青木耕平氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役鈴木信裕氏、秋元芳央氏及び内藤陽子氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役青木耕平氏、監査役鈴木信裕氏、秋元芳央氏及び内藤陽子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 監査役鈴木信裕氏、内藤陽子氏は公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 監査役秋元芳央氏は弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役青木耕平ならびに社外監査役鈴木信裕、秋元芳央及び内藤陽子は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める金額となります。

なお、2025年8月29日に退任した社外取締役高宮慎一とも同様の責任限定契約を締結しておりました。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の会社法上の役員、当社の執行役員を被保険者として、会社法第

430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とする一定の免責事由を設けることで、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役及び監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価等（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定しております。各取締役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況を総合的に勘案し、事前に協議を行った上で、最終的に取締役会の決議により決定しております。その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用しておりません。

##### ② 取締役及び監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等総額の限度額は、2023年3月31日開催の定時株主総会にて年額70,000千円以内と決定されております。監査役報酬等総額の限度額は、2020年3月30日開催の定時株主総会にて年額15,000千円以内と決定されております。当事業年度において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役3名、監査役3名であります。当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2025年8月29日開催の取締役会において取締役報酬の額の決議をしております。

##### ③ 取締役及び監査役報酬等の総額

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	35,950千円 (1,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11,400千円 (11,400千円)
合計	6名 (4名)	47,350千円 (12,600千円)

- ④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- ⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の額  
該当事項はありません。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職先の内容
社外取締役	青木 耕平	株式会社クラシコム	代表取締役
社外取締役	高宮 慎一	株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ	代表パートナー
社外監査役	鈴木 信裕	株式会社アイブレイド 株式会社ベルテックス 株式会社S-FIT	監査役 社外監査役 社外監査役
社外監査役	秋元 芳央	英和法律事務所 株式会社ギフティ メディフォン株式会社 フォースタートアップス株式会社 フェラガモ・ジャパン株式会社 フランチャイズビジネスインキュベーション株式会社	パートナー弁護士 社外監査役 社外監査役 社外取締役 (監査等委員) 社外監査役 社外監査役
社外監査役	内藤 陽子	AIQ株式会社 株式会社NearMe	社外監査役 従業員

(注) 2025年8月29日に取締役を退任した高宮慎一氏の重要な兼職先である株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズの運営する投資事業組合は、退任時、当社の株式31.5%を保有する大株主であります。監査役鈴木信裕氏の重要な兼職先である株式会社アイブレイドは、当社完全子会社であります。その他の社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
社外取締役	青木 耕平	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席し、出席した取締役会において、創業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関して適宜発言を行っております。
社外取締役	高宮 慎一	2025年8月29日に退任するまでに開催された取締役会13回のすべてに出席し、出席した取締役会において、投資家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関して適宜発言を行っております。
社外監査役	鈴木 信裕	常勤監査役としての日常業務の監査のほか、当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回のすべてに出席し、監査役としての豊富な経験と、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	秋元 芳央	当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回のすべてに出席し、主に法律やコンプライアンスに関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	内藤 陽子	当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回のすべてに出席し、監査役としての豊富な経験と、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,015千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,015千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断したためであります。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合のほか、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、2022年10月14日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めております。その概要は以下のとおりであります。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、コンプライアンス規程等の各種社内規程に則った職務執行を行う。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて各種規程の見直しと改定を行い、その実効性を確保する。
  - (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - (3) 取締役会は法令及び定款その他各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務の監督を行う。
  - (4) 監査役は、法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - (5) 当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署で毎月定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告する。
  - (6) 当社グループは、コーポレート担当役員をコンプライアンス推進の責任者（以下「コンプライアンス責任者」という）として任命し、コンプライアンス責任者は、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとする。また、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を継続的に実施する。
  - (7) 当社グループは、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告体制として、社内外の通報窓口につながる内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るものとする。
  - (8) 取締役、監査役及び使用人の法令違反については、取締役会規程、監査役会規程、コンプライアンス規程、懲罰委員会規程及び就業規則等に基づき厳正に処分を行う。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - (2) 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社グループは、リスク管理規程その他各種規程を整備し、当社グループに直接若しくは間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断若しくは停止させる可能性、又は当社グループの信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを排除又は軽減するように努めるものとする。

- (2) リスク管理委員会は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- (3) 全社的に対応が必要な不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程に従い、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制を敷き、必要に応じて弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、損害の拡大防止又は損害最小化に努めるよう迅速に行動するものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社グループは、取締役会を定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - (2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
  - (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を制定する。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 職務権限規程及び職務分掌規程を定めて、責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
  - (2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
  - (3) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が求めた場合には、代表取締役は監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置するものとする。
- 7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
前号の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及びその他の使用人等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については監査役の同意を必要とする。
- 8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役会規程に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会等において、その内容を確認できるものとする。
  - (2) 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じて内容の説明を求めることができるものとする。
  - (3) 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループ

に著しく損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告するものとする。

- (4) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかにかつ適正に業務執行の状況等を報告する。
  - (5) 当社グループは、前2項に従い、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- 9 その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、主要な子会社には取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督及び監査を行うとともに当該派遣した者から子会社における業務執行に係る事項の報告を受ける。
  - (2) 子会社の事業運営については当該子会社の事業領域を担当する役員が、子会社の経営管理については経営企画部門が、子会社管理規程に基づき子会社より定期的な報告を受けるとともに重要事項についての事前協議を行う。
  - (3) 内部監査部門は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施し、当社グループの内部統制の有効性を検証する。
- 10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。
  - (2) 監査役がその職務の執行について必要な経費の前払い等の請求をした場合、当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社グループはこれに速やかに応じるものとする。
- 11 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- 12 反社会的勢力の排除に向けた体制
- (1) 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求や取引に応じたりすることがないように、毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。
  - (2) 当社グループは、「反社会的勢力対策規程」を定め、コーポレート本部を反社会的勢力対応部門として組織的に対処できる体制を構築する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 職務執行の適正性及び効率性の向上

当事業年度は23回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略にかかる重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

(2) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は13回の監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会などの重要な会議へ出席し、取締役及び内部監査担当者との間で定期的に情報交換等を行うことで取締役の職務執行の監督、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、内部通報窓口として、外部窓口（外部の法律事務所）と内部窓口（内部監査室）を設置しております。なお、当事業年度において内部通報の実績はありませんでした。

(4) リスク管理体制について

当社は、コーポレート本部管掌役員が責任者を務め、常勤取締役及び執行役員が参加するリスク管理委員会を設置しております。当該委員会は、原則として、四半期に1回以上開催し、当社に生じうるリスク管理の検討、審議等を行っております。

(5) 当社における業務の適正性の確保

財務報告に係る内部統制システムが整備され、当該内部統制が有効かつ適切に機能していることを確認するため、運用状況の確認を実施しました。また、内部監査担当者へ、内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは、現時点において当該基本方針及び買収防衛策について特に定めておりません。しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、買収行為を巡る法制度の整備や社会的動向の変化を注視しつつ、今後も継続的に検討してまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、成長過程にあることから、財務体質の強化に加えて将来の事業拡大に向け内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していく方針であります。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来においても安定的な収益の獲得が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回の剰余金の配当を考えており、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|----------------------|------------------|----------------------|------------------|
| (資 産 の 部)            |                  | (負 債 の 部)            |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>4,320,464</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,310,838</b> |
| 現 金 及 び 預 金          | 3,392,665        | 買 掛 金                | 306,718          |
| 売 掛 金                | 856,892          | 1年内返済予定の長期借入金        | 260,772          |
| 契 約 資 産              | 7,422            | 未 払 金                | 107,245          |
| 棚 卸 資 産              | 108              | 未 払 費 用              | 179,935          |
| 前 払 費 用              | 61,692           | 未 払 法 人 税 等          | 168,272          |
| そ の 他                | 1,683            | 未 払 消 費 税 等          | 104,029          |
|                      |                  | 契 約 負 債              | 140,180          |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>920,027</b>   | 預 り 金                | 42,084           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>28,412</b>    | 賞 与 引 当 金            | 1,600            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 22,000           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>383,956</b>   |
| そ の 他                | 6,411            | 長 期 借 入 金            | 383,956          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>25,025</b>    |                      |                  |
| の れ ん                | 25,025           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,694,794</b> |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>866,589</b>   | (純 資 産 の 部)          |                  |
| 投 資 有 価 証 券          | 225,002          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>3,545,289</b> |
| 繰 延 税 金 資 産          | 569,045          | 資 本 金                | 565,383          |
| 敷 金 及 び 保 証 金        | 72,541           | 資 本 剰 余 金            | 5,300,317        |
|                      |                  | 利 益 剰 余 金            | △2,320,411       |
|                      |                  | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>408</b>       |
|                      |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>3,545,697</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>5,240,492</b> | <b>負 債・純 資 産 合 計</b> | <b>5,240,492</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額       |
|-------------------------------|-----------|
| 売 上 高                         | 7,188,192 |
| 売 上 原 価                       | 4,912,205 |
| 売 上 総 利 益                     | 2,275,987 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 1,926,757 |
| 営 業 利 益                       | 349,229   |
| 営 業 外 収 益                     |           |
| 受 取 利 息                       | 857       |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益               | 692       |
| 雑 収 入                         | 1,138     |
| 営 業 外 費 用                     |           |
| 支 払 利 息                       | 14,492    |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失           | 50,095    |
| 為 替 差 損                       | 50        |
| 雑 損 失                         | 36        |
| 経 常 利 益                       | 287,243   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 287,243   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 116,997   |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △569,045  |
| 法 人 税 等 合 計                   | △452,047  |
| 当 期 純 利 益                     | 739,290   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 739,290   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |           |            |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|------------|-----------|-------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 株主資本合計    |       |           |
| 当 期 首 残 高               | 100,000 | 4,834,933 | △3,059,702 | 1,875,231 | 1,100 | 1,876,331 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |            |           |       |           |
| 新 株 の 発 行               | 465,383 | 465,383   | —          | 930,767   | —     | 930,767   |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益     | —       | —         | 739,290    | 739,290   | —     | 739,290   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | —       | —         | —          | —         | △692  | △692      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 465,383 | 465,383   | 739,290    | 1,670,058 | △692  | 1,669,366 |
| 当 期 末 残 高               | 565,383 | 5,300,317 | △2,320,411 | 3,545,289 | 408   | 3,545,697 |

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)          |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,262,264</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,295,471</b> |
| 現金及び預金          | 3,349,430        | 買掛金             | 299,081          |
| 売掛金             | 843,729          | 1年内返済予定の長期借入金   | 260,772          |
| 契約資産            | 4,085            | 未払金             | 106,039          |
| 棚卸資産            | 75               | 未払費用            | 175,693          |
| 前払費用            | 60,867           | 未払法人税等          | 168,202          |
| その他             | 4,074            | 未払消費税等          | 104,029          |
|                 |                  | 契約負債            | 138,884          |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,052,197</b> | 預り金             | 41,168           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>28,412</b>    | 賞与引当金           | 1,600            |
| 工具器具備品          | 22,000           | <b>固定負債</b>     | <b>383,956</b>   |
| その他             | 6,411            | 長期借入金           | 383,956          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,023,785</b> | <b>負債合計</b>     | <b>1,679,427</b> |
| 関係会社株式          | 354,697          | (純資産の部)         |                  |
| 繰延税金資産          | 569,045          | <b>株主資本</b>     | <b>3,634,626</b> |
| 敷金及び保証金         | 72,541           | 資本金             | 565,383          |
| その他             | 27,500           | 資本剰余金           | 5,300,317        |
|                 |                  | 資本準備金           | 5,300,317        |
|                 |                  | 利益剰余金           | △2,231,074       |
|                 |                  | その他利益剰余金        | △2,231,074       |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | △2,231,074       |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>408</b>       |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>3,635,034</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,314,462</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>5,314,462</b> |

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額      |           |
|--------------|----------|-----------|
| 売上高          |          | 7,062,659 |
| 売上原価         |          | 4,795,561 |
| 売上総利益        |          | 2,267,097 |
| 販売費及び一般管理費   |          | 1,897,633 |
| 営業利益         |          | 369,464   |
| 営業外収益        |          |           |
| 受取利息         | 979      |           |
| 業務受託料        | 13,919   |           |
| 新株予約権戻入益     | 692      |           |
| 雑収入          | 1,038    | 16,628    |
| 営業外費用        |          |           |
| 支払利息         | 14,492   | 14,492    |
| 経常利益         |          | 371,600   |
| 税引前当期純利益     |          | 371,600   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 116,918  |           |
| 法人税等調整額      | △569,045 |           |
| 法人税等合計       |          | △452,127  |
| 当期純利益        |          | 823,728   |

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |           |             |                             |             |
|--------------------------|---------|-----------|-------------|-----------------------------|-------------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金     |             | 利益剰余金                       |             |
|                          |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当 期 首 残 高                | 100,000 | 4,834,933 | 4,834,933   | △3,054,802                  | △3,054,802  |
| 当 期 変 動 額                |         |           |             |                             |             |
| 新 株 の 発 行                | 465,383 | 465,383   | 465,383     |                             |             |
| 当 期 純 利 益                |         |           |             | 823,728                     | 823,728     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |             |                             |             |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 465,383 | 465,383   | 465,383     | 823,728                     | 823,728     |
| 当 期 末 残 高                | 565,383 | 5,300,317 | 5,300,317   | △2,231,074                  | △2,231,074  |

|                          | 株主資本      | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------------------|-----------|-------|-----------|
|                          | 株主資本合計    |       |           |
| 当 期 首 残 高                | 1,880,131 | 1,100 | 1,881,231 |
| 当 期 変 動 額                |           |       |           |
| 新 株 の 発 行                | 930,767   |       | 930,767   |
| 当 期 純 利 益                | 823,728   |       | 823,728   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |           | △692  | △692      |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 1,754,495 | △692  | 1,753,803 |
| 当 期 末 残 高                | 3,634,626 | 408   | 3,635,034 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社ミラティブ  
取締役会 御 中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 部 直 哉

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミラティブの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミラティブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

株式会社ミラティブ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 部 直 哉

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミラティブの2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月2日

|           |         |   |
|-----------|---------|---|
| 株式会社ミラティブ | 監査役会    |   |
| 常勤社外監査役   | 鈴木 信 裕  | ㊟ |
| 社外監査役     | 秋 元 芳 央 | ㊟ |
| 社外監査役     | 内 藤 陽 子 | ㊟ |

以 上



電子提供措置の開始日

2026年 3月 6日

**第8回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

**連結計算書類の連結注記表  
計算書類の個別注記表**

2025年1月1日から2025年12月31日まで

**株式会社ミラティブ**

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 株式会社アイブレイド

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称 株式会社キャスコード

持分法適用の範囲の変更

株式会社キャスコードは、当連結会計年度中に新たに株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることといたしました。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法通常の販売目的で保有する棚卸資産

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2～4年

##### (3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

##### (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる主要な収益の区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

###### ① 課金売上

スマートフォン向けアプリマーケット等を通じて「Mirrativ」を提供しております。「Mirrativ」は基本無償で提供し、プラットフォーム内で使えるアバターアイテムや配信ギフトの購入に必要なコインを有償で提供しております。ユーザーが購入したコインを消費し、アイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。

###### ② 広告売上

主に「Mirrativ」内のバナー広告の作成・掲載や配信視聴キャンペーンを実施し、ゲーム開発会社に対し役務提供する義務があります。当該履行義務は、掲載期間・キャンペーン開催期間に応じて充足されるものと判断しております。なお、掲載期間・キャンペーン開催期間は概ね1か月以内であり、日割り計算により収益を計上しております。

##### (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

## 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 569,045千円 |
|--------|-----------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社グループは、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。ただし、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みの変動により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 工具、器具及び備品 | 45,369千円 |
|-----------|----------|

|     |          |
|-----|----------|
| その他 | 19,591千円 |
|-----|----------|

2. 担保等に供している資産

「資金決済に関する法律」に基づき、次のとおり供託しております。

|         |          |
|---------|----------|
| 敷金及び保証金 | 46,000千円 |
|---------|----------|

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類     | 当連結会計年度期首 | 増加         | 減少      | 当連結会計年度末   |
|-----------|-----------|------------|---------|------------|
| 普通株式(株)   | 61,490    | 16,866,260 | —       | 16,927,750 |
| A種優先株式(株) | 152,678   | —          | 152,678 | —          |
| B種優先株式(株) | 87,932    | —          | 87,932  | —          |
| C種優先株式(株) | 12,927    | —          | 12,927  | —          |
| 合計        | 315,027   | 16,866,260 | 253,537 | 16,927,750 |

#### (変動事由の概要)

- 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式について、会社法第178条の規定に基づき消却しております。なお、当社は、2025年8月29日開催の臨時株主総会により、2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
  - 2025年8月14日開催の取締役会決議により、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が15,436,323株増加しております。
  - 2025年12月18日に東京証券取引所グロース市場に株式上場いたしました。この株式上場にあたり、2025年12月17日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式発行により発行済株式総数が1,176,400株増加しております。
2. 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式1,354,050株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利変動によるリスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務や借入金について、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち93.0%が特定の大口決済代行事業者に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------|--------------------|------------|------------|
| 長期借入金 (* 2) | 644,728            | 634,470    | △10,257    |
| 負債計         | 644,728            | 634,470    | △10,257    |

(\* 1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\* 2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。なお、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似するものと考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(\* 3) 市場価格のない株式等は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|--------------------|
| 非上場株式 | 225,002            |

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 3,391,858    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 856,892      | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 4,248,750    | —                   | —                    | —            |

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 260,772      | 212,476             | 30,240              | 30,240              | 30,240              | 80,760      |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価（千円） |         |      |         |
|-------|--------|---------|------|---------|
|       | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | —      | 634,470 | —    | 634,470 |
| 負債計   | —      | 634,470 | —    | 634,470 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えているため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

| 収益の区分         | 売上高 (千円)  |
|---------------|-----------|
| 課金売上高         | 6,759,174 |
| 広告売上高         | 357,105   |
| その他売上         | 71,912    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 7,188,192 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 7,188,192 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 |         |
| 期首残高          | 615,412 |
| 期末残高          | 856,892 |
| 契約資産          |         |
| 期首残高          | 6,795   |
| 期末残高          | 7,422   |
| 契約負債          |         |
| 期首残高          | 113,062 |
| 期末残高          | 140,180 |

契約資産は、広告売上に係る役務提供契約のうち、期末日時点で契約期間に応じて履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、時の経過以外の条件を充足し支払に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にユーザーが「Mirrativ」内で購入した有償コインのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、113,062千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

**1 株当たり情報に関する注記**

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 209円44銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 46円80銭  |

(注) 当社は2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 ……移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ……総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### (3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 2～4年

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる主要な収益の区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ① 課金売上

当社は、スマートフォン向けアプリマーケット等を通じて「Mirrativ」を提供しております。「Mirrativ」は基本無償で提供し、プラットフォーム内で使えるアバターアイテムや配信ギフトの購入に必要なコインを有償で提供しております。ユーザーが購入したコインを消費し、アイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。

#### ② 広告売上

当社は、「Mirrativ」内のバナー広告の作成・掲載や配信視聴キャンペーンを実施し、ゲーム開発会社に対し役務提供する義務があります。当該履行義務は、掲載期間・キャンペーン開催期間に応じて充足されるものと判断しております。なお、掲載期間・キャンペーン開催期間は概ね1か月以内であり、日割り計算により収益を計上しております。

### 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 569,045千円 |
|--------|-----------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額  
有形固定資産  
    工具、器具及び備品 45,369千円  
    その他 19,591千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務  
    短期金銭債権 3,406千円  
    長期金銭債権 27,500千円  
    短期金銭債務 6,902千円
3. 担保等に供している資産  
    「資金決済に関する法律」に基づき、次のとおり供託しております。  
    敷金及び保証金 46,000千円

## 損益計算書に関する注記

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 |          |
| 営業取引（収入分）                    | 28,189千円 |
| 営業取引（支出分）                    | 25,812千円 |
| 営業取引以外の取引（収入分）               | 14,107千円 |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 繰延税金資産                |               |
| 税務上の繰越欠損金             | 579,610 千円    |
| 減価償却超過額               | 7,590 千円      |
| ソフトウェア減価償却超過額         | 1,430,517 千円  |
| 未確定債務                 | 26,005 千円     |
| 資産除去債務                | 2,331 千円      |
| 未払事業税                 | 20,648 千円     |
| その他                   | 3,693 千円      |
| 繰延税金資産小計              | 2,070,398 千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △550,127 千円   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △951,225 千円   |
| 評価性引当額小計              | △1,501,352 千円 |
| 繰延税金資産合計              | 569,045 千円    |

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称         | 議決権等の所有(被所有)割合       | 関連当事者との関係                 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目                    | 期末残高(千円) |
|-----|----------------|----------------------|---------------------------|-------|----------|-----------------------|----------|
| 子会社 | 株式会社<br>アイブレイド | (所有)<br>直接<br>100.0% | 資金の貸付<br>管理業務の受託<br>役員の兼務 | 資金の貸付 | 30,000   | 流動資産<br>その他<br>(貸付金)  | 2,500    |
|     |                |                      |                           |       |          | 固定資産<br>その他<br>(貸付金)  | 27,500   |
|     |                |                      |                           | 利息の受取 | 188      | -                     | -        |
|     |                |                      |                           | 業務の受託 | 13,919   | 流動資産<br>その他<br>(未収入金) | 891      |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

- ・業務の受託料は、業務内容等を勘案し、両社協議の上、取引条件を決定しております。
- ・資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 2. 役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

| 種類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合       | 関連当事者との関係 | 取引の内容                               | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|----------------|----------------------|-----------|-------------------------------------|----------|----|----------|
| 役員 | 赤川 隼一          | (被所有)<br>直接<br>14.7% | 当社代表取締役   | 当社オフィスに<br>係る賃貸借<br>契約に対する<br>債務被保証 | 19,924   | -  | -        |

(注) 当社は、オフィスの貸室賃貸借契約に対して代表取締役 赤川 隼一より債務保証を受けておりましたが、当事業年度において債務保証契約を解除しております。上記取引金額には債務保証契約を解除するまでの賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

## 収益認識に関する注記

個別注記表「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 214円71銭

1 株当たり当期純利益 52円15銭

(注) 当社は2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。